

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年6月26日

【発行者の名称】

W i z B i z 株式会社
(W i z B i z I n c .)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 新谷 哲

【本店の所在の場所】

東京都港区芝五丁目16番7号

【電話番号】

03-6809-3845 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 永田 浩

【担当J-Adviserの名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 矢田 耕一

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/>

【電話番号】

03-4560-0200

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

W i z B i z 株式会社
<https://wizbiz.co.jp>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期(中間)	第16期(中間)	第14期	第15期
会計期間	自2023年10月1日 至2024年3月31日	自2024年10月1日 至2025年3月31日	自2022年10月1日 至2023年9月30日	自2023年10月1日 至2024年9月30日
売上高 (千円)	111,989	130,134	282,739	235,444
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△27,236	15,071	14,149	△25,656
中間(当期)純利益又は 中間(当期)純損失(△) (千円)	△30,882	14,926	△9,874	△42,385
純資産額 (千円)	51,983	55,407	82,866	40,480
総資産額 (千円)	146,010	156,352	180,806	142,126
1株当たり純資産額 (円)	97.02	103.41	154.66	75.55
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	△57.64	27.86	△18.48	△79.11
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	26.28	—	—
自己資本比率 (%)	36.3	35.4	45.8	28.5
自己資本利益率 (%)	△45.8	31.1	△11.4	△68.7
株価収益率 (倍)	—	10.8	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△28,085	21,380	14,574	△30,307
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11	△14,827	△24,698	△1,941
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,220	△6,222	△18,395	8,952
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	101,288	111,614	134,581	111,284
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	15 (—)	12 (—)	14 (—)	15 (—)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第14期時点では当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また第15期(中間)及び第15期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については中間(当期)純損失であったため記載しておりません。
4. 株価収益率は、第14期時点では当社株式が非上場であったため記載しておりません。また、15期(中間)及び第15期の株価収益率については中間(当期)純損失であったため記載しておりません。
5. 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 第14期及び第15期(中間)、第15期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、東陽監査法人の監査を受けております。また、第16期(中間)の財務諸表

については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、東陽監査法人の期中レビューを受けております。

7. 当社は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所有割合 又は被所有割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社東広	東京都渋谷区大山町 24-13	50,000	投資事業	(被所有) 23.5	—

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社ではありません。

2. 債務超過会社であり、2024年12月末時点の債務超過額は323,215千円であります。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数 (名)
12

(注) 1. 従業員数は就業人数であります。

2. 当社は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しています。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）における我が国経済は、一部に弱めの動きがみられるものの、企業収益は改善傾向にあり、雇用・所得環境も改善するなかで、緩やかな回復となりました。一方、世界経済は金利の高止まり、不安定な海外情勢、さらには米国新政権の通商政策動向による混乱など先行き不透明な状況が続いております。

このような経済情勢のもと、当社は価値ある事業機会を創り出すネットワークを構築・運営するとともに、社会により良い製品、より充実したサービスを、より安価に提供できる“経営者向け総合スーパー”の構築を目指して、ウェブメディアを運営しております。

成功報酬広告は、主にセミナー集客支援サービスと資料ダウンロード等によるリード獲得支援サービスを展開しております。セミナー集客支援サービスは広告主数が増加した一方、リード獲得支援サービスは資料ダウンロード数が減少しました。その結果、成功報酬広告売上は97,543千円（前年同期比11.9%増収）となりました。

通常広告は冊子広告とメールマガジン広告を展開しております。冊子広告においては、国の行政機関（官公庁）と中小企業との官公需取引を支援する冊子「調達企業一覧」の北海道東北版、関東版を発刊しました。広告掲載料の見直しによる掲載単価上昇の他、広告掲載数も増加しました。その結果、通常広告売上は28,421千円（前年同期比40.8%増収）となりました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は、130,134千円（前年同期比16.2%増）、営業利益は15,685千円（前年同期は営業損失26,670千円）、経常利益は15,071千円（前年同期は経常損失27,236千円）、中間純利益は14,926千円（前年同期は中間純損失30,882千円）となりました。

なお、当社は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2)キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ330千円増加し、111,614千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動による資金の増加は21,380千円（前中間会計期間は28,085千円の減少）となりました。これは主に、税引前中間純利益15,071千円、賞与引当金の増加1,568千円、その他流動資産の減少1,179千円、その他流動負債の増加4,067千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動による資金の減少は14,827千円（前中間会計期間は11千円の増加）となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出14,638千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動による資金の減少は6,222千円（前中間会計期間は5,220千円の減少）となりました。これは長期借入金の返済によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は経営課題解決支援事業の単一セグメントであるため、販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第 16 期中間会計期間 (自 2024 年 10 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
成功報酬広告	97,543	111.9
通常広告	28,421	140.8
コンサルティング	3,000	100.0
コストダウンサービス	768	74.5
会費・その他	400	66.2
合計	130,134	116.2

(注) 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年12月26日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2023年6月8日にJトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであること

を証する書面

- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日。

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）。

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合。

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは株式会社東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつ

たときは本契約を解除することができる。

- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は138,241千円となり、前事業年度末と比較して11千円増加しております。これは主に、前渡金が1,678千円減少、未収還付消費税が1,266千円減少した一方、現金及び預金が330千円増加、売掛金が476千円増加、前払費用が1,759千円増加、貸倒引当金が383千円減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は18,110千円となり、前事業年度末と比較して14,214千円増加しております。これは主に、無形固定資産におけるソフトウェアが330千円増加、ソフトウェア仮勘定が13,695千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は39,739千円となり、前事業年度末に比べ5,521千円増加となりました。これは主に、未払消費税等が4,687千円増加、預り金が1,500千円増加、賞与引当金が1,568千円増加した一方、未払金が1,800千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は61,205千円となり、前事業年度末と比較して6,222千円減少しております。これは長期借入金が6,222千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の額は55,407千円となり、前事業年度末に比べ14,926千円増加となりました。これは中間純利益14,926千円を計上したことによるものです。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4)キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,140,000	1,604,200	535,800	535,800	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	2,140,000	1,604,200	535,800	535,800	—	—

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の227,200株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第5回新株予約権（2018年9月13日取締役会決議）

区分	当中間会計期間末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	242	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	3	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,600(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2020年9月20日 至 2025年9月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 資本組入額 84	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、当中間会計期間末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、株主及び従業員並びに当社子会社の取締役、監査役、株主及び従業員であることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役及び監査役が任期満了により退任した場合、当社又は当社の子会社の従業員が定年により退職した場合、当社及び子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のある者と特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件及び権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議及び新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記4.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（2021年3月11日取締役会決議）

区分	当中間会計期間末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	2	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	667(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年4月1日 至 2028年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 資本組入額 334	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、当中間会計期間末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任した場合及び定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のある者と特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件及び権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議及び新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（2021年8月12日取締役会決議）

区分	当中間会計期間末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	82	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,600(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	667(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年9月1日 至 2028年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 資本組入額 334	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、当中間会計期間末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役若しくは従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任した場合及び定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のある者と特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件及び権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議及び新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（2022年9月8日取締役会決議）

区分	当中間会計期間末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)1, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	667(注)2, 6	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年9月30日 至 2029年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 資本組入額 334	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、2023年7月22日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っていることから、当中間会計期間末現在は300株で、公表日の前月末現在は300株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任した場合及び定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のある者と特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件及び権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議及び新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、既存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記4. に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 2023年7月4日開催の取締役会決議により、2023年7月22日付で普通株式1株を300株に株式分割をしております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（2024年5月13日取締役会決議）

区分	当中間会計期間末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	730	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2026年5月14日 至 2031年5月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株となっております。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員若しくは外部のうち取締役会で承認された者であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のある者と特に認めた場合にはこの限りではない。
- ②新株予約権の質入その他の担保権を設定している場合は、新株予約権者による新株予約権の行使を認めない。
- ③その他新株予約権の行使に関する条件及び権利喪失事由については、新株予約権発行に関する株主総会決議及び新株予約権割当に関する取締役会決議に基づき、当社との間で締結する契約に定める。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得する。また、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまで掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。

(3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権の行使期間

上記の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得条件

上記4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年10月1日～ 2025年3月31日	—	535,800	—	41,974	—	32,974

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
新谷 哲	東京都品川区	174,800	32.62
株式会社東広	東京都渋谷区大山町24-13	126,000	23.52
株式会社カクカ	静岡県熱海市渚町19-16メゾンド渚504	48,000	8.96
株式会社パジャ・ポス	東京都渋谷区恵比寿1-24-15シエルブルー恵比寿6階	22,500	4.20
W i z B i z 従業員持株会	東京都港区芝5-16-7芝ビル3階	19,880	3.71
株式会社インデックス・プロ モーション	東京都世田谷区弦巻4-34-3アールヴェール桜新町203	18,000	3.36
株式会社エッジマインド	東京都港区芝公園2-11-17芝公園下山ビル4階	15,000	2.80
株式会社C C S	大阪府大阪市北区西天満5-1-15	12,000	2.24
N e t R e a l 株式会社	東京都中央区銀座2-6-15第一吉田ビル5階	11,300	2.11
平野 雅之	東京都調布市	9,000	1.68
新谷 知子	東京都品川区	9,000	1.68
計	—	465,480	86.88

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 535,700	5,357	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は100 株です。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	535,800	—	—
総株主の議決権	—	5,357	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	第5回 2018年9月13日	第6回 2021年3月11日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4、当社従業員9	当社従業員3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

決議年月日	第7回 2021年8月12日	第8回 2022年9月8日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4、当社従業員1	当社取締役4、当社従業員7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

決議年月日	第9回 2024年5月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4、当社従業員13
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員持株会を運営しており、一定の基準のもと、任意で入退会ができるようになっております。本発行者情報公表日現在の従業員持株会の当社株式所有数は19,880株となっております。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年10月	2024年11月	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2024年10月から2025年3月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日後、本発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2024年10月1日から2025年3月31日まで)の中間財務諸表について東陽監査法人の期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,284	111,614
売掛金	19,903	20,380
前払費用	3,012	4,772
前渡金	2,933	1,255
貸倒引当金	△414	△31
その他	1,510	250
流動資産合計	138,229	138,241
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	0	330
ソフトウェア仮勘定	0	13,695
無形固定資産合計	0	14,025
投資その他の資産		
投資有価証券	2,962	2,962
出資金	60	60
長期前払費用	763	952
差入保証金	110	110
投資その他の資産合計	3,896	4,085
固定資産合計	3,896	18,110
資産合計	142,126	156,352

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当中間会計期間 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,820	2,433
1年内返済予定の長期借入金	12,444	12,444
未払金	8,736	6,936
未払費用	3,273	3,019
未払法人税等	290	145
未払消費税等	—	4,687
前受金	5,782	5,180
預り金	1,637	3,137
賞与引当金	150	1,718
その他	85	37
流動負債合計	34,218	39,739
固定負債		
長期借入金	66,688	60,466
資産除去債務	739	739
固定負債合計	67,427	61,205
負債合計	101,645	100,945
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,974	41,974
資本剰余金		
資本準備金	32,974	32,974
その他資本剰余金	40,460	40,460
資本剰余金合計	73,434	73,434
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△74,927	△60,001
利益剰余金合計	△74,927	△60,001
株主資本合計	40,480	55,407
純資産合計	40,480	55,407
負債純資産合計	142,126	156,352

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
売上高	※1 111,989	※1 130,134
売上原価	32,847	28,556
売上総利益	79,141	101,577
販売費及び一般管理費	※2 105,811	※2 85,891
営業利益又は営業損失 (△)	△26,670	15,685
営業外収益		
受取利息	0	48
受取手数料	13	2
貸倒引当金戻入益	7	—
雑収入	0	4
営業外収益合計	21	55
営業外費用		
支払利息	587	669
雑損失	0	—
営業外費用合計	587	669
経常利益又は経常損失 (△)	△27,236	15,071
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△27,236	15,071
法人税、住民税及び事業税	145	145
法人税等調整額	3,501	—
法人税等合計	3,646	145
中間純利益又は中間純損失 (△)	△30,882	14,926

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△27,236	15,071
減価償却費	2,350	185
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△7	△383
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	1,568
受取利息及び受取配当金	△13	△48
支払利息	587	669
売上債権の増減額 (△は増加)	4,707	△476
仕入債務の増減額 (△は減少)	△190	612
その他流動資産の増減額 (△は増加)	△8,751	1,179
その他流動負債の増減額 (△は減少)	1,646	4,067
その他	△310	△155
小計	△27,217	22,290
利息及び配当金の受取額	13	48
利息の支払額	△591	△668
法人税等の支払額	△290	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△28,085	21,380
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△150	△14,638
その他	161	△189
投資活動によるキャッシュ・フロー	11	△14,827
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△5,220	△6,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,220	△6,222
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△33,293	330
現金及び現金同等物の期首残高	134,581	111,284
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 101,288	※ 111,614

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間財務諸表「【注記事項】(収益認識関係)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	24,060千円	23,160千円
販売促進費	30,714千円	24,632千円
支払手数料	23,862千円	14,462千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自2023年10月1日 至2024年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自2024年10月1日 至2025年3月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金	101,288千円	111,614千円
現金及び現金同等物	101,288千円	111,614千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、経営課題解決支援事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
成功報酬広告	87,167	97,543
通常広告	20,186	28,421
コンサルティング	3,000	3,000
コストダウンサービス	1,032	768
会費・その他サービス	604	400
顧客との契約から生じる収益	111,989	130,134
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	111,989	130,134

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	当中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	△57円64銭	27円86銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(△) (千円)	△30,882	14,926
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は普通株式に係る中間純損失(△) (千円)	△30,882	14,926
普通株式の期中平均株式数 (株)	535,800	535,800
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	26円28銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	32,267
(うち新株予約権) (株)	—	(32,267)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	詳細は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類(新株予約権の数1,018個)。なお、新株予約権の概要は「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年6月26日

W i z B i z株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 中里 直記
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 三宅 清文
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているW i z B i z株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第16期事業年度の中間会計期間（2024年10月1日から2025年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、W i z B i z株式会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上